

別表（第10条関係）

1 基本使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	備 考
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	正午～午後1時及 び午後5時から午 後6時は延長料金
多目的ホール	4,800円	6,400円	6,400円	全面使用の場合
	1時間あたり 800円			片面使用の場合
和 室	1時間あたり 400円			2室使用の場合
	1時間あたり 200円			1室使用の場合
会議・研修室1	1時間あたり 200円			
会議・研修室2	1時間あたり 200円			
調理実習室	1時間あたり 600円			
備考				
1 1時間に満たない時間があるときは、1時間とする。				
2 準備及び片付けの時間も使用時間に含むものとする。				
3 冷暖房使用料は上記使用料に含むものとする。				
4 多目的ホール（全面使用の場合）の延長料金は、30分以上1時間未満は1時間とし、1時間あたり「午前」の使用料の3分の1の額とする。				
5 条例第8条第2項の規定に基づく営利を目的とする使用は、上記の表の2倍に相当する額とする。				
6 町外者が使用する場合は、上記の表の2倍に相当する額とする。				
7 上記の表に定める使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。				
8 上記区分以外に係る使用料については別に定める。				

2 附属設備等の使用料

区 分		数 量	使用料	備 考
多 目 的 ホ ー ル	移動観覧席	1 式	4, 2 0 0 円	1 回当たり
	ステージ	1 式	5 0 0 円	1 回当たり
	音 響 設 備	1 式	2, 0 0 0 円	1 回当たり
	ビデオプロジェクター (スクリーンを含む)	1 式	1, 0 0 0 円	1 回当たり
和 室	茶 道 具	1 式	1, 0 0 0 円	1 回当たり
備考 1 机・椅子・演台・ホワイトボードについては、基本使用料に含むものとする。 2 調理実習室内の備品については、基本使用料に含むものとする。 3 条例第8条第2項の規定に基づく営利を目的とする使用は、上記の表の2倍に相当する額とする。 4 町外者が使用する場合は、上記の表の2倍に相当する額とする。 5 上記の表に定める使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。				